

平成二十五年政令第五十三号

東京電力株式会社福島第一原子力発電所原
子炉施設についての核原料物質、核燃料物
質及び原子炉の規制に関する法律の特例に
関する政令
内閣は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制
に関する法律（昭和三十二年法律第二百六十六
号）第六十四条の四及び第七十七条第一項の規定
に基づき、この政令を制定する。

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に
関する法律（以下「法」という。）第六十四条
の二第一項の規定により特定原子力施設として
指定され、同条第四項の規定により平成二十四
年十一月十五日においてその旨を公示された原
子炉施設（以下「東京電力株式会社福島第一原
子力発電所原子炉施設」という。）については、
法第六十四条の三第一項の認可があつた場合には、
法の規定（法第四十三条の三の八第一項
(法第四十三条の三の五第二項第五号及び第九
号から第十一号までに掲げる事項の変更に係る
部分に限る。）及び第四項、第四十三条の三の
九から第四十三条の三の十一まで、第四十三条
の三の十四、第四十三条の三の十六、第四十三条
の三の二十四、第四十三条の三の二十七、第
四十三条の二十九並びに第四十三条の三の
三十三、法第四十三条の三の三十四第三項にお
いて準用する法第十二条の六第三項から第七項
まで並びに法第六十一条の二の二の規定並びに
これらの規定に係る罰則を除く。）を適用する。
この場合において、法第四十三条の三の三十四
第二項及び第三項の規定の適用については、同
条第二項中「原子力規制委員会規則で定めると
ころにより、当該廃止措置に関する計画（次条
において「廃止措置計画」という。）を」とある
のは、「当該廃止措置に関する事項を実施計画
(第六十四条の二第一項に規定する実施計画を
いう。)」と、「原子力規制委員会の」とある
のは、「第六十四条の三第一項又は第二項の」と
と、同条第三項中「第四十三条の三の五第一項
の許可是、第四十三条の三の三十四第二項の認
可に係る発電用原子炉について」とあるのは
「第四十三条の三の五第一項の許可」とする。

(施行期日)

1 この政令は、公布の日から施行する。
(罰則の適用に関する経過措置)

2 東京電力株式会社福島第一原子力発電所原
子炉施設についての法第六十四条の三第一項の認
可に基づき、この政令を制定する。

附 則

可前にした行為に対する罰則の適用について
は、なお従前の例による。

附 則 (平成二十五年六月二六日政令第一
九一號) 抄

1 (施行期日)
二九号 この政令は、設置法附則第一条第四号に掲げ
る規定の施行の日（平成二十五年七月八日）か
ら施行する。

1 (施行期日)
平成二九年一月一九日政令第三
三一号 この政令は、法の施行の日（平成二十六年三
月一日）から施行する。

1 (施行期日)
平成二九年一二月二〇日政令第三
三一号 この政令は、法の施行の日（平成二十六年三
月一日）から施行する。

附 則 (平成二六年二月一九日政令第三
九号) 抄

1 (施行期日)
平成二九年一二月二〇日政令第三
三一号 この政令は、法の施行の日（平成二十六年三
月一日）から施行する。

附 則 (平成二九年一二月二〇日政令第三
五号) 抄

この政令は、原子力利用における安全対策の
強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子
炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律
附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（平
成三十年十月一日）から施行する。

附 則 (令和元年一月七日政令第一
五号) 抄

この政令は、原子力利用における安全対策の
強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子
炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律
第三条の規定の施行の日（令和二年四月一日）
から施行する。